

令和5年厚木市農業委員会3月定例総会議事録

日 時 令和5年3月27日 月曜日 午後1時30分から午後2時15分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 早 川 暁

3番 内 海 則 行

4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久

6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治

10番 大 矢 和 人

11番 湯 舟 武

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告16件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告9件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告2件)
- 4 登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果について (報告2件)
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告2件)
- 6 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について (6件)
- 7 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 8 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について (5件)
- 9 議案第14号 新規就農者の認定について (1件)
- 10 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について (77件)
- 11 議案第16号 厚木市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定について

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和5年厚木市農業委員会3月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、1番の小池よし子委員、2番の早川暁委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。
今回報告する対象は、2月13日から3月10日までに受け付けしたものでございます。
それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、9件、12筆、面積は5,250.96平方メートルでございます。
法第5条につきましては、7件、9筆、面積は1,618.87平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、16件、21筆、面積は6,869.83平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、2月13日から3月10日までに受け付け

しましたものでございます。

それぞれ届出内容を審査しましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付しましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は5人、農地の所有権を取得された相続人は9人、筆数は延べ26筆、面積は延べ14,708.49平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。報告する案件は2件となります。

1番でございます。

土地の所在地につきましては七沢字日向川1筆、地目は田、面積は494平方メートルです。

貸人は、七沢にお住まいのAさん、借人は、七沢にお住まいのBさんでございます。

貸人の都合により、2月12日に合意解約されたものでございます。

2番でございます。

土地の所在地につきましては小野字廣町1筆、地目は田、面積は764平方メートルです。

貸人は、小野にお住まいのCさん、借人は、小野にお住まいのDさんでございます。

貸人の都合により、令和5年2月20日に合意解約されたものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「登記官からの農地の転用事実に関する照会書に対する調査結果」について御報告いたします。

報告する案件は2件となります。

1番でございます。

令和5年2月13日付けで、横浜地方法務局厚木支局登記官から「農地の転用事実に関する照会」があったものでございます。

土地の所在地は、山際字山ノ根原1筆、地目は畑、面積は246平方メートルです。

所有者は、山際にお住まいのEさんでございます。

調査しましたところ、当該地は市街化区域内の土地で、宅地として利用されており、現況が非農地であることを確認いたしました。

2番でございます。

令和5年2月9日付けで、横浜地方法務局厚木支局登記官から「農地の転用事実に関する照会」があったものでございます。

土地の所在地は、温水字沖田1筆、地目は畑、面積は814平方メートルです。

所有者は、恩名2丁目にお住まいのFさん外2人でございます。

調査しましたところ、当該地は市街化調整区域内の土地で、令和元年11月22日及び令和4年10月24日付けで農地法4条の規定による農地転用許可済みで、資材置場として利用されており、現況が非農地であることを確認いたしました。

なお、両案件とも、国の通達に基づく、「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い」により、事務局長専決事項として、調査結果を送付いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は2件です。

1番でございます。

証明願提出者は、上荻野にお住まいのGさん、対象地は上荻野字檜谷1筆、登記地目は畑、面積

は152平方メートルです。

当該土地は、山間に存在することから日照がよくないため、思うような収穫量が得られず耕作されていない状況でした。平成20年頃からは竹が繁茂し始め、山林化し、現在に至っているものです。平成25年度固定資産評価証明書で雑種地課税されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、曾根委員及び高澤委員に現地調査いただいたところ、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

2番でございます。

証明願提出者は、旭町3丁目にお住まいのHさん、対象地は飯山字根岸1筆、登記地目は畑、面積は165平方メートルです。

当該土地は、昭和63年頃から隣接する住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているものです。平成24年度固定資産評価証明書で宅地課税されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、山川会長に現地調査いただいたところ、1番同様、農地に該当しないと判断をいただいたものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は6件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、上古沢字上ノカイド1筆、登記地目は畑、面積は1,157平方メートルでございます。

渡人は愛甲1丁目にお住まいのIさん、受人は大和市中央林間1丁目にお住まいのJさんです。

農業経営安定のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機。労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、上古沢字上ノカイド1筆、登記地目は畑、面積は743平方メートルでございます。

渡人は横浜市青葉区田奈町にお住まいのKさん、受人は大和市中央林間1丁目にお住まいのJさんです。

農業経営安定のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機及び田植機。労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、関口字根岸1筆、登記地目は田、面積は489平方メートルでございます。

渡人は関口にお住まいのLさん、受人は関口にお住まいのMさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。労働力につきましては、本人及び子の2人です。

続いて4番でございます。

対象となる農地は、七沢字瀧1筆、登記地目は畑、面積は1,034平方メートルでございます。

渡人は七沢にお住まいのNさん、受人は七沢にお住まいのOさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて5番でございます。

対象となる農地は、三田字才戸1筆、登記地目は畑、面積は79平方メートルでございます。

渡人は三田にお住まいのPさん、受人は棚沢にお住まいのQさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び田植機等。労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

最後に6番でございます。

対象となる農地は、愛甲東二丁目2筆、登記地目はともに田、合計面積は527平方メートルでございます。

渡人は愛甲4丁目にお住まいのRさん、受人は愛甲東2丁目にお住まいのSさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。労働力につきましては、本人及び子の2人です。

なお、1番から6番の全てにおいて、農地法に規定する農作業常時従事要件及び下限面積の基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 6、議案第11号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程 6、議案第11号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程 7、議案第12号「農地法第 4 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第12号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 1 件でございます。

対象となる農地は、猿ヶ島字道添 1 筆の一部、地目は田、面積は584平方メートルの内101平方メートルです。

申請人は猿ヶ島にお住まいの T さんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、事業用地等に囲まれており、周辺農地の広がり下限面積に満たない第 3 種農地です。

申請人は、猿ヶ島に本店を置き、解体工事業を営む有限会社 U から、現在借りている駐車場を返却しなければならなくなったため、事業所から近く、交通の便が良い申請地を貸してほしい旨の要望を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は畑、南側は水路、西側及び北側は道路に接しております。

出入口を西側に設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷きし、車両 3 台分の駐車場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側、西側及び北側にコンクリートブロック 1 段積を新設、南側にコンクリートブロック 2 段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第 4 条第 6 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第 4 条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 7、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程 8、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主事〉

ただいま議題となりました、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は5件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、上荻野字小金塚1筆、地目は畑、面積は886平方メートルです。

受人は平塚市四之宮三丁目の株式会社V、代表取締役Wさん、渡人は中荻野にお住まいのXさん外1人です。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は建築業を営む法人で、これまでは、現場ごとに資材を仕入れていましたが、厚木市内に取引先や工事現場が多いことから、必要な面積を確保できる申請地を選定し、今回申請されました。

申請地の南西側及び北東側は道路、南東側は畑、北西側は宅地に接しております。

南西側市道の反対側から5.20メートル、北東側市道中心から2.5メートルセットバックの上、南西側に出入口を設け、敷地内を転圧・整地、砂利敷し、単管パイプや砕石等の置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、南西側及び南東側については、土留鋼板を新設、北東側については隣地既存道路擁壁を利用、北西側については隣地既存鉄筋コンクリート擁壁を利用する計画となっております。

また、北西側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中となっております。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、下川入字十五ノ域2筆、地目はともに畑、合計面積は466平方メートルです。

借人は愛川町半原の有限会社Y、代表取締役Zさん、貸人は下川入にお住まいのaさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、事業用地等に囲まれており、周辺農地の広がり下限面積に満たない第3種農地です。

受人は土木建築業を営む法人で、事業が順調なため、主な取引先から近い申請地を選定し、今回申請されました。

申請地の東側は水路、南側は駐車場、西側は畑、北側は道路に接しております。

北側に幅約10メートルの出入口を設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、ブロックや仮設足場等の置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、北側出入口以外に、コンクリートブロック2段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、下荻野字寺之下1筆、地目は畑、面積は571平方メートルです。

受人は山際にお住まいのbさん、渡人は中荻野にお住まいのcさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に荻野地区市民センターが存する第2種農地です。

受人は、山際に事業所を置き、建設業を営む個人事業主で、中荻野で借りていた資材置場を貸人の都合により、返却しなければならなくなったため、現在の置場から比較的近く、管理がしやすい申請地を選定し、今回申請されました。

申請地、出入口通路部分の南東側は道路、出入口通路部分の南西側及び北東側、資材置場部分の南東側は宅地、資材置場部分の南西側及び北東側は畑、北西側は山林に接しております。

出入口通路部分の南東側において、市道の中心から2.5メートルセットバックの上、出入口を設け、敷地内を転圧・整地、砂利敷きし、基礎仮枠やベニヤ等の置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口通路部分の南東側に縁石を新設、資材置場部分の南西側、北西側及び北東側に高さ1メートルの単管パイプ及び高さ60センチメートルの鋼板横貼を新設、出入口通路部分の南西側及び北東側、資材置場部分の南東側については、隣接地の既存ブロックを利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

続いて4番でございます。

対象となる農地は、愛甲東三丁目2筆、地目はともに田、合計面積は1,930平方メートルです。

受人は伊勢原市西富岡の株式会社d、代表取締役eさん、渡人は愛甲東3丁目にお住まいのfさんです。

本申請は、使用貸借権設定による農地造成のための一時転用許可申請です。

農地造成については、耕作中断期間がおおむね3箇月、造成面積がおおむね1,000平方メートル、盛土高、切土高又は掘削の深さが1メートルのいずれかを超過してしまう場合は、農地転用許可申請が必要となります。

また、農地所有者が造成の必要を負担する場合であっても、耕作に適さない土を入れられてしまった場合等に、事業者を農地法の違反指導対象とするため、農地法第5条第1項の規定による許可申請となります。

一時転用期間は令和5年5月1日から令和6年4月1日までとなります。

なお、一時転用期間が1年間となっている理由としては、許可予定時期が田に水を入れる時期と近いと、水が入ってしまうと、農地造成ができなくなってしまうため、長めに期間を取っているとのことです。

農地区分は、300メートル以内に小田原厚木道路の出入口が存する第3種農地です。

借人は、建設業を営む法人で、貸人から当該地の水はけが悪く、水稻に向かないため、畑に造成してほしい旨の依頼を受け、今回申請されました。

造成後は、ナス、ダイコン、トマト等の露地野菜の栽培を予定しております。

申請地の東側は田、南側は駐車場、西側及び北側は道路に接しております。

西側が一部低くなっていますが、農業用機械や収穫物を一時期に置く場所で、西側道路と同じ高さとなっております。

盛土の高さは、現況高から最大1.04メートル、道路からは最大55センチメートル、約1,800立方メートルです。

隣接地等への被害防除措置として法面は29度以下とし、東側は約30センチメートルの平場を設け、田へ土が流出しないように対策されており、東側農地所有者からの同意書も提出されております。

なお、搬入する土につきましては、伊勢原市西富岡の埋戻し土砂ストックヤードからのもので、土質検査の結果、土壌汚染に係る環境基準を満たしている旨の計量証明書が提出されているため、畑の土と利用できるものです。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

最後に5番でございます。

対象となる農地は、三田字下川原8筆、地目はすべて田、合計面積は6,599平方メートルです。

受人は東京都渋谷区道玄坂1丁目のg株式会社、代表取締役hさん、渡人は金田にお住まいのiさんです。

本申請は、賃借権設定によるボーリング調査のための一時転用許可申請です。

一時転用期間は、令和5年5月1日から令和5年5月8日までの8日間です。

農地区分は、500メートル以内に睦合北地区市民センターが存する第2種農地です。

借人は、物流総合効率化法に基づく特定流通業務施設の開発を計画しており、建物の設計に当たり、地盤の強度を詳細に調べるため、今回申請されました。

ボーリング調査を行うのは合計8箇所、水路、田、道路、若しくは農業用倉庫に接していません。

調査用の穴の直径は66ミリメートル、深さは最大20メートルを予定しております。

調査後は、速やかに穴を埋め、調査した箇所及びクローラーが通った箇所を耕うんする旨の農地復元計画書が提出されております。

なお、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番から5番の全てについて、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
日程 8、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。
よって、日程 8、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。
続きまして、日程 9、議案第14号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第14号「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。
お諮りする案件は1件でございます。
申請人は、鳶尾4丁目にお住まいのjさんでございます。
kさんは、厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第2号に規定する、かながわ農業アカデミーが行う技術専修科の卒業見込証明書が交付されております。
また、kさんは、提出書類締切日では、卒業見込証明書が添付されておりましたが、かながわ農業アカデミーから卒業証明書が発行され、同アカデミーを無事に卒業されております。
農家出身ではないため、かながわ農業アカデミーに通学して農業に必要な座学や耕作技術を学んでおります。
もともとは登山などのアウトドアが趣味であるため、自然と密接な関わりのある農業を始めたいと考えるようになったと聞いております。
また、安心安全な野菜づくりと地域活性化に貢献し、多くの肥培管理農地や遊休農地を見てきており、解消に努めたいと考えております。
kさんの耕作地は、この後に、議案第15号「農用地利用集積計画の決定について」で御審議いただきますが、5人の地権者からお借りする農地、上荻野字上田尻2129番ほか6筆、合計面積は8,008平方メートル、通作距離が3.8キロメートル、車で8分でございます。
kさんは、かながわ農業アカデミーへ通学するために海老名市に住んでおりましたが、借用する農地が上荻野であることから、借用する農地に近い市内鳶尾に転居しております。
作目は、露地野菜でキャベツ、ナス及びスイートコーンほか少量多品目の野菜の育成を予定しております。

また、かながわ農業アカデミーに通学している期間にも、農業者の野菜づくりにも携わりたいと思ひ、市内小鮎地区で就農している1さんのもと、少量多品目の耕作も学んでおります。

提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等も購入することが確認できているため、同要綱第3条第1項第1号、第2号に掲げる認定規準の要件すべてを満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<内海委員>

農業労働力について、本人の年間従事日数が172日となっているが、その日数で問題ないか。

<都市農業支援担当主幹>

常時従事日数要件は、原則年間150日以上となっており、問題ありません。

<内海委員>

わかりました。

<曾根委員>

農協の組合員にはなるのか。

<都市農業支援担当主幹>

出荷の関係もあるので、農協の組合員になる方向で調整しております。

<曾根委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第14号「新規就農者の認定」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第14号「新規就農者の認定」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程10、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

1番から77番までの合計集積面積は、110,457.05平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が76件、125筆、109,466.05平方メートル、賃借権が1件、2筆、991平方メートルです。

地目別では、田が47件、80筆、66,374平方メートル、畑が30件、48筆、44,115.05平方メートルです。

利用目的別では、水稻が47件、普通畑が29件、普通畑・果樹が1件です。

契約期間別では、3年間で64件、6年間で9件、9年間で4件。また、新規設定が31件、更新設定が46件でございます。

70番につきましては、農地中間管理機構を経由しての農地の貸し借りになります。

農地中間管理機構を間に介した、使用貸借権設定の更新であることから、貸し手と借り手が決まっているものであり、貸し手から農地中間管理機構、農地中間管理機構から借り手の使用貸借権設定が一括して同時に行われる農用地利用集積計画となっており、中間管理機構から市長にあった申出に基づき、市長から農用地利用集積計画の決定について依頼があったものです。

73番から77番の借人は、先ほどの議案第14号「新規就農者の認定」についてで、新規就農者として認定することが決定となりましたkさんでございます。

なお、1番から77番において、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程10、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程11、議案第16号『厚木市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定』についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

〈主幹兼農地管理係長〉

ただいま議題となりました、議案第16号『厚木市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定』について、御説明いたします。

本指針につきましては、平成28年施行の改正農業委員会等に関する法律の規定に基づき、「その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標」、「その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法」について、指針を定めております。

その中で、検証・見直しについては3年ごとに行うこととなっていることから、1月25日開催の農政対策検討会において見直しすることについて御了解いただき、見直しを進めてきたものでございます。

農業委員、推進委員の皆様にご意見提出をお願いし、2月27日開催の全員協議会において、改定素案について御了承いただいたものでございます。

さらに、本日午前中に開催した農政対策検討会において、改定案について御承認をいただきましたので、本定例総会において決定いただくべく、お諮りするものでございます。

なお、指針の内容につきましては、農政対策検討会において御説明させていただいたとおりとなっておりますので、省略させていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程11、議案第16号『厚木市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定』について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程11、議案第16号『厚木市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定』について、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年厚木市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。

令和5年3月27日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
